

人権啓発事業等 実施内容について

人権啓発担当係の事業を説明いたします。

別添の「令和2年度人権啓発事業等実施内容」のとおり、12月に開催する人権週間行事を中心に、パネル展の開催や個別の人権問題に焦点をあてた小規模な講演会である人権セミナーや犯罪被害者週間行事等の人権啓発事業を実施する予定でした。

新型コロナウイルス感染症の影響で、上半期の事業は中止または延期となり、下半期の事業は現時点では開催の方向で検討を進めていますが、屋内に多くの参加者が集まる形式の講座・講演会を開催できるかどうか、直前まで見通すことができない状況に苦慮しています。参加型講座の代替となる、多くの区民の心に届く啓発事業のあり方についても模索しています。